

## 令和7年度山形市野生鳥獣市街地等出没対策事業費補助金交付要綱

### (目的及び交付)

第1条 市長は、ツキノワグマをはじめとする野生鳥獣の市街地等への出没抑制を図るため、令和7年度山形県野生鳥獣市街地等出没対策事業費補助金交付要綱（令和7年4月1日施行）に基づき、第4条に規定する補助対象者が第3条に規定する補助対象事業を実施するために必要な経費について、山形市補助金等の適正化に関する規則（昭和52年市規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会等 町又は字の区域その他本市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（自治会、町内会、町会、区会、区等）をいう。
- (2) 不要果樹 最寄りの住家からの水平距離が200メートル以内の範囲にあり、野生鳥獣を誘引するおそれのある柿樹、クリ樹その他市長が認める果樹（いずれも耕作放棄地の果樹を除く。）であつて、その所有者又は自治会等が利用していないもののをいう。

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 鳥獣緩衝帯整備支援事業（野生鳥獣の移動経路や潜み場となる藪や雑木林を整備し、鳥獣緩衝帯とする事業をいう。以下同じ。）
- (2) 不要果樹伐採支援事業（不要果樹の伐採及び伐採した樹木を処分する事業をいう。以下同じ。）

2 補助対象事業は、別表第1に定める補助要件に該当するものでなければならない。

### (補助対象者、補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表第2に定めるところによる。

### (交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするものは、規則第5条の規定にかかわらず、令和7年度山形市野生鳥獣市街地等出没対策事業費補助金交付申請書（別記様式第1号）

を市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付するものとする。

(1) 鳥獣緩衝帯整備支援事業 次に掲げる書類

- ア 事業計画書（鳥獣緩衝帯整備支援事業）（別記様式第2号）
- イ 同意書（別記様式第3号）
- ウ 補助対象事業の実施箇所の位置図
- エ 補助対象事業の実施前の写真
- オ その他市長が必要と認める書類

(2) 不要果樹伐採支援事業 次に掲げる書類

- ア 事業計画書（不要果樹伐採支援事業）（別記様式第4号）
- イ 同意書
- ウ 不要果樹の位置図
- エ 補助対象事業の実施前の写真
- オ その他市長が必要と認める書類

3 同一の補助対象者による補助金の交付の申請は、1回限りとする。

（交付の条件等）

第6条 規則第7条第1項第1号に定める軽微な変更は、補助金の額の変更以外の変更とする。

2 規則第7条第1項第1号の規定により補助対象事業の変更について市長の承認を受けようとするときは、令和7年度山形市野生鳥獣市街地等出没対策事業計画承認及び補助金変更交付申請書（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

3 規則第7条第1項第2号の規定により補助対象事業の中止又は廃止について市長の承認を受けようとするときは、その理由を記載した令和7年度山形市野生鳥獣市街地等出没対策事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第6号）を市長に提出しなければならない。

4 規則第7条第1項第3号の規定により市長の指示を受けようとするときは、令和7年度山形市野生鳥獣市街地等出没対策事業遂行状況報告書（別記様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第7条 補助金の交付の決定を受けたものは、補助対象事業が完了したときは、規則第13条の規定にかかわらず、令和7年度山形市野生鳥獣市街地等出没対策事業費補助金実績報告書（別記様式第8号）を市長が別に定める日までに市長に提出しなければ

ならない。

2 前項の報告書には、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付するものとする。

(1) 鳥獣緩衝帯整備支援事業 次に掲げる書類

- ア 事業実績書（鳥獣緩衝帯整備支援事業）（別記様式第2号）
- イ 領収書その他補助対象経費を支出したことを証する書類
- ウ 補助対象事業の実施後の写真
- エ その他市長が必要と認める書類

(2) 不要果樹伐採支援事業 次に掲げる書類

- ア 事業実績書（不要果樹伐採支援事業）（別記様式第4号）
- イ 領収書その他補助対象経費を支出したことを証する書類
- ウ 補助対象事業の実施後の写真
- エ その他市長が必要と認める書類

（帳簿の備付等）

第8条 規則第19条に規定する帳簿及び証拠書類は、補助対象事業が完了した日が属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月24日から施行する。

別表第1（第3条関係）

補助対象事業	補助要件
鳥獣緩衝帯整備支援事業	<ol style="list-style-type: none"><li>1 本市内に鳥獣緩衝帯を整備するものであり、かつ、当該整備を行うことに関し土地所有者の同意があること。</li><li>2 規則第6条の規定による補助金の交付の決定の日以後、令和7年12月31日までに鳥獣緩衝帯の整備が完了するものであること。</li><li>3 鳥獣緩衝帯の整備後3年以上継続して維持管理を行うことができる体制があること。</li><li>4 国、県等の類似の補助金制度等により支援を受けていないもの又は受ける予定がないものであること。</li></ol>
不要果樹伐採支援事業	<ol style="list-style-type: none"><li>1 本市内に現存する不要果樹を伐採するものであり、かつ、伐採することに関し当該不要果樹の所有者の同意があること。</li><li>2 規則第6条の規定による補助金の交付の決定の日以後、令和8年1月31日までに不要果樹の伐採が完了するものであること。</li><li>3 国、県等の類似の補助金制度等により支援を受けていないもの又は受ける予定がないものであること。</li></ol>

別表第2（第4条関係）

補助対象事業	補助対象者	補助対象経費	補助金の額
鳥獣緩衝帯整備支援事業	自治会等	補助対象事業の実施に直接必要な次に掲げる経費 (1) 機械等の賃借、消耗品、燃料等に係る経費 (2) 日当等 (3) 刈り払った草及び伐採した樹木の処分に係る経費 (運搬費を含む。) (4) 業者への委託に係る経費 (5) その他市長が特に認める経費	補助対象経費に相当する額。ただし、15万円を上限とする。
不要果樹伐採支援事業	自治会等又は個人		補助対象経費の3分の2に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）と不要果樹の伐採本数に2万円を乗じて得た額のいずれか低い額

備考　日当等の額は、地域で一般的に適用されている類似作業の労務単価を参考にすること。